

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		特別の設備等の設置等の承認
根拠法令等及び条項		栃木市観光交流館条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市観光交流館条例第9条
	参考事項	栃木市観光交流館条例施行規則
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光交流館条例抜粋 （特別の設備等の設置等）</p> <p>第9条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとする場合に生じる費用は、利用者の負担とする。</p>	